

平成30年 3月22日

門真市議会議長

中道 茂 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第1号 字の区域の変更及び町の新設について
- 2 議案第2号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 3 議案第3号 門真市職員の分限に関する条例の一部改正について
- 4 議案第8号 門真市建築基準法施行条例及び門真市東部大阪都市計画地区計画（北島東地区）の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正について
- 5 議案第9号 門真市都市公園条例の一部改正について
- 6 議案第11号 門真市水道条例の一部改正について
- 7 議案第12号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項
- 8 議案第13号 平成30年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 9 議案第15号 平成30年度門真市都市開発資金特別会計予算
- 10 議案第16号 平成30年度門真市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 11 議案第18号 平成30年度門真市水道事業会計予算
- 12 議案第19号 平成30年度門真市公共下水道事業会計予算
- 13 議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 14 議案第22号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 15 議案第23号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

- 16 議案第24号 平成30年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第25号 平成30年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第26号 平成30年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）
- 19 議案第27号 平成30年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

審査日：平成30年3月12日（月）

○議案第1号 字の区域の変更及び町の新設について

（議案の内容）

地方自治法第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を変更し、及び町を新設する。

（主な質疑と答弁）

問 町名を北島東町とした経過は。

答 住居表示に関する法律第5条第2項では、町の名称はできるだけ従来の名称に準拠して定めなければならないと定めがあり、今回の住居表示実施区域については、従来の大字が北島であること、地元地権者で構成する北島東土地区画整理組合の意見及び関係行政機関や市民の代表等で構成する住居表示審議会からの答申を踏まえ、町名案を北島東町とした。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第3号 門真市職員の分限に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

地方公務員法の規定により、条例で定めることとなっている降給の事由等に関し規定するとともに、心身の故障により職員を休職にする場合における医師の診断について、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問 条例化の時期、降給の条例化の根拠は。

答 条例化の時期については、地方公務員法の改正により人事評価が法定化された際に総務省から条例の例が示され、本市において人事評価及び分限処分について順次検討を行った結果、今議会での条例案の提出となった。

条例化の根拠については、地方公務員法第27条第2項に職員は、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがないと規定されているため、降給については条例で定める必要がある。

現時点で特段問題は生じていないが、今後、分限処分の検討が必要な際、より適切な判断が可能となるよう整備を行うものである。

問 北河内で降給を条例で定めている市はあるのか。

答 北河内において同様の条例を定めている市はない。

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第9号 門真市都市公園条例の一部改正について

（議案の内容）

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による都市公

園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける公募対象公園施設である建築物及び運動施設の設置基準を定める。

(主な質疑と答弁)

問	都市緑地法等の一部改正による都市公園法及び同法施行令の一部改正の概要は。
答	法律等改正の主な内容は、それぞれ面積要件等があるが、都市公園で保育所等の占有が可能になったことや、民間事業者による公共還元型の飲食店や売店等の収益施設の設置管理制度が創設されたことである。
問	同制度の創設に伴い、具体的にどう変わるか。
答	飲食店等の公園施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、公募により選定された民間事業者が、都市公園内に飲食店等の公園施設の設置または管理を行うことができるようになる。
問	本市で、同制度を利用する予定は。
答	現在、この制度を利用する予定ない。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第11号 門真市水道条例の一部改正について

(議案の内容)

大阪広域水道企業団の水道用水供給事業における給水料金の改定に伴い、基本料金の改定を行う。

(主な質疑と答弁)

問	大阪広域水道企業団の用水供給料金の引き下げにより、基本料金を改定するとのことであるが、それに伴う受水費の減少額が基本料金にどのように反映するのか。
答	用水供給料金の引き下げに伴い、28年度決算の総受水量に引き下げ分の3円を乗じた額、約4245万円が受水費の減少額となり、この減少額が純利益として増加することから、この額を水道料金値下げとして反映させた財政計画を行い、一般用と湯屋用の基本料金を引き下げて市民に還元するものである。
問	料金改定の施行期日を10月1日としている理由は。
答	今議会での議決後、30年度当初から料金システムの改修に向け、事務手続を行い、システム改修作業に4カ月間を要し、市民や関係団体に広く周知を行う必要があるため、30年10月1日からの施行とした。
問	現在、本市の水道料金の現状は。また、企業団の料金引き下げにより料金を引き下げる自治体はあるのか。
答	29年10月1日現在、10m ³ を使用した場合の水道料金は、府内43市町村中、本市は最低額の市から25番目の料金設定となっている。また、他市の動向については、堺市と箕面市が引き下げ予定と聞いている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第13号 平成30年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ556億円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：不動産売却収入 2億8303万7000円】

問	不動産の売り払いの概要は。
答	30年度売却予定は、千石東町704番1(1440㎡)、中町1番(113.23㎡)、中町8番(94.64㎡)、小路町501番(582.10㎡)の4件と旧法定外公共物を見込んでいる。
問	不動産の売却については、30年度よりインターネットオークションで売却すると聞いているが、その経緯は。
答	現在、市有地の売却は一般競争入札で行っており、入札については、市ホームページ及び「広報かどま」により周知することに加え、不動産関係団体へ情報提供もしている。しかし、入札参加者が少なく、成立しないこともあり、インターネットを利用することで、より広く周知を図り、高額での落札となるようインターネットオークションを活用することとした。
問	実際に運営されているインターネットオークションにおける参加行政機関数の実績とその効果は。
答	参加行政機関数については、19年1月から29年9月まで554機関が利用しており、府内においては、府を初め19機関が利用し、そのうち北河内では交野市が参加している。 また、効果については、本市では22年度から28年度までの応札物件の最低売却価格に対する応札率が約109%であったものが、インターネットオークションでは18年度から28年度までの応札率は約118%であり、広く周知することにより、さらに高額で売却できるものと期待している。
問	インターネットオークションの利用料は。
答	あるインターネットオークションでは、落札した場合のみ落札システム利用料が発生し、利用料は、落札額1億円以下では落札金額の3%で、落札額が1億円を超える場合は、超えた金額の1%が加算される。また、利用料には、その合計額に消費税が加算される。

【歳出：大阪モノレール門真市駅可動式ホーム柵設置補助事業 1666万7000円】

問	大阪モノレール門真市駅可動式ホーム柵設置補助事業の概要は。
答	大阪モノレール門真市駅以北の既存駅への可動式ホーム柵設置については、大阪高速鉄道株式会社の中期経営計画において、30年度から順次設置の方針が示されている。門真市駅への設置については、これまでも早期の設置要望を行っており、同社と協議の結果、30年度に設置する方向が示されたことから、同補助金を予算計上した。
問	鉄道駅舎バリアフリー化設備整備費補助金の負担割合は。
答	国3分の1、府6分の1、市6分の1、事業者3分の1となっており、1駅当たりの概算工事費が、約1億円であることから、負担額は国3333万3000円、府1666万6000円、市1666万6000円、事業者3333万3000円となる。
問	30年度に設置予定とのことであるが、同社から文書等で示されたのか。

答	同社作成の年次計画等、資料によって示されている。
問	府では補助金が予算計上されていないが、市の対応は。
答	<p>同社に確認したところ、国及び府に対して30年度に設置予定とし門真市駅を含めた3駅の設置に伴う補助金を要望しているとのことであった。</p> <p>しかし、府のホームページを確認すると門真市駅への補助金が予算計上されておらず、2月23日に同社と協議したところ、府は、4月ごろに想定される国費の内示が示された段階で方向性を検討したいとのことであった。本市としても、可動式ホーム柵の設置の必要性は認識していることから、30年度に設置されるよう、要望していきたい。</p>

【歳出：住居表示整備事業 647万円】

【債務負担行為：第17次住居表示整備事業 1474万円】

問	第17次住居表示実施支援業務委託料の概要は。
答	<p>昭和39年の第1次住居表示実施以来、市街地の進展に伴い、順次住居表示を実施し、第16次住居表示となる北島東町が完了すると、実施面積は1139.48ヘクタール、実施率は92.64%となる。</p> <p>第17次住居表示実施支援業務については、大字桑才、大字葎島地域を予定し、面積は約44ヘクタールである。第17次住居表示完了後の実施面積は1183.53ヘクタール、実施率は全市域面積の96.22%となり、未整備区域は市街化調整区域及び市街化区域では大字門真のみとなる。</p>
問	実施スケジュールは。
答	<p>事業は、30・31年度の2カ年で実施予定とし、30年度については、公図調査や現地調査等の基礎調査の実施に加え、門真市住居表示審議会にて、町名・町区画について、審議される予定としている。31年度については、住居表示の方法や手続等に関する地元説明会を開催するとともに、区域内の全戸を訪問して説明を行うなど、地元調整を図りつつ、住居表示の実施に向け取り組んでいきたい。</p>

【歳出：第二京阪高架下北公園拡張整備工事 2051万円】

問	公園の供用開始までの流れは。
答	<p>30年度早々に業者選定及び地域に対する工事説明会等を行い、工事期間中は工事車両の通行や作業スペース確保のため、安全面から公園を閉鎖予定としている。</p> <p>代替地の利用についてなど、自治会を初め地域の意見を把握した上で、工事に着手する予定としており、供用開始は30年秋ごろを見込んでいるが、早期に供用できるよう努めていく。</p>
問	供用開始後に想定される利用形態は。
答	<p>公園の拡張整備により、グラウンドゴルフなどができるスペースが十分に確保できることから、遊具スペースとの混在が解消する見込みであり、幅広い年齢層の人がより快適に利用できる公園となる。</p>
問	第二京阪道路高架下利用計画に位置づけている四宮1丁目の公園の整備計画は。
答	<p>第二京阪高架下北公園の拡張整備完了後、次の整備予定箇所に位置づけ、協議調整をしていきたい。</p>

【歳出：府営住宅移管調整事業 2万6000円】

問	府営住宅の市への移管を進めることについて、入居者へどのように周知するのか。
答	29年度末に府と覚書を締結した後、速やかに全府営住宅の入居者を対象として、31年度からの順次移管を目指し、府と市で協議を進めていくことや移管後の家賃や共益費等については、入居者に新たな負担が生じないよう制度を検討していくことなどを示した通知を府の協力のもと、全戸に配付し、周知をしていきたい。
問	市が府と覚書を締結する目的は。また、覚書の締結により移管が確定するのか。
答	これまでは覚書等の文書を交わすことなく、府より収支データやまちづくりの事例、制度の相違点に関する資料の提供を受け、市として方針を検討してきたが、今後は31年度からの順次移管に向け、より詳細な協議が必要となることから、府営住宅の状況を確認するための詳細図面や府営住宅管理システムのデータなどの必要な情報の提供や協議体制を構築するために覚書を締結するものである。 また、移管を受けるためには、市営住宅条例の改正が必要なため、覚書の締結により移管が確定するものではない。
問	31年4月からの第1次移管の候補となっている門真・門真千石西町・門真四宮住宅の入居者へは、どのように対応するのか。
答	自治会と調整の上、府・市合同の説明会を開催するなど、丁寧な説明に努めていく。
問	入居者説明会等で出される意見や要望には、対応が難しいものも含まれると考えるが、それらをしっかり検討した上で、対応の可否について整理する必要があると考えるが見解は。
答	説明会等を通じ、自治会や入居者から出された意見や要望については、府・市双方の関係部署が参画するタスクフォースにおいて情報共有するとともに、しっかりと対応方針を検討し、理解してもらえるように努めていく。
問	移管後は市民に身近な市が管理を行うことになるため、市は入居者ニーズを踏まえつつ、建てかえ事業を進めるべきと考えるが見解は。
答	門真・門真千石西町住宅については、31年度に移管を受け、市が管理・運営を行う予定であり、移管に伴い第3期の建設工事からは市が行うこととなる。 今後は、自治会や入居者説明会の場などを通じて地元のニーズをしっかりと把握するとともに、これらのニーズにも配慮した上で、事業を進めることができるよう検討していく。
問	移管に関する自治会の具体的な意向は。
答	30年2月に行った自治会役員への説明では、10団地のうち8団地は、身近な市の管理になれば相談がしやすくなるので賛成、家賃や駐車場等の料金、管理水準等が変わらないのであれば賛成等、移管に賛成という意向であった。 また、1団地が現時点では判断できない、1団地が管理面、予算面で不安があるため、現時点では移管に反対、という意向であった。 なお、覚書の締結については、全ての自治会から了承を得ている。
問	将来的には、築年数が古く交通の便が悪い府営住宅については、入居対象となりにくいと考えられるが、今後、空き部屋が多数出た場合の収支への影響は。
答	28年度末現在、市内府営住宅への入居は3311世帯で入居率は約94%となっている。家賃等の収入は約9億7000万円で、仮に1割の世帯が減少した場合には約9700万円が、2割の場合

は約1億9000万円の歳入減が見込まれる。しかし、空室の増減は人口ではなく、世帯数の増減に影響を受けるもので、むしろ近年は世帯数が増加している。

また、同年度の市内府営住宅の応募倍率は平均約14倍であり、仮に人口減少に伴い世帯数が減少したとしても、応募がゼロとなることは考えにくい。

なお、中長期の収支見通しでは、家賃等の使用料については、将来の空室リスクなどを見込んだ歳入見通しを立てているところである。

【歳出：市営住宅建設基金繰入金 1億1201万円】

問 市営住宅建設基金の概要及び30年度末の基金残高の見込みは。

答 同基金は市営住宅またはその共同施設の建設、修繕及び改良に要する費用に充てるため、建てかえなどにより生じた用地売却費等を積み立てている。

29年度末の残高見込みは13億9861万3000円であり、30年度予算において、1億1201万円を繰り入れ、30年度末の残高は12億8660万3000円を見込んでいる。

【歳出：建築設備設計業務委託料 300万円】

問 障害者基本法第21条では、地方公共団体はバリアフリー化を図らなければならないと規定されているが、本市が公共施設の建設や改修工事の設計を行う際はどのように取り組んでいるのか。

答 公共施設の建設や改修工事の設計に際して、障害者基本法の理念、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例等を踏まえ、障がい者のニーズに沿った施設となるよう利用者の視点を考慮し、関係課と緊密な連携を図りながら取り組んでいる。

なお、工事中に変更等の要望があれば、施設所管課にて必要性を判断するものと考えており、その検討に当たっては公共建築課が技術的な立場でアドバイスをを行いながら、施設所管課と協議していくこととなる。

【歳入：地方消費税交付金 23億9900万円

地方交付税 68億6000万円】

問 本市人口ビジョンの見込みにおける地方消費税交付金及び地方交付税の今後の推移は。

答 地方消費税交付金及び地方交付税については、国勢調査人口を算定の基礎とするため、人口減少の影響は非常に大きいものと認識している。

人口ビジョンにおけるデータパターン2による人口の推移をベースに試算すると、27年度と52年度を比較すると、約3万人もの人口減となっており、27年度決算と28年度決算の比較において、約7500人の人口減少で約6億円もの減少となったことを踏まえると、単純計算ではその4倍となる。

しかし、地方消費税交付金については、算定の基礎として国勢調査人口のほか、販売額や当該年度における消費動向を、地方交付税については、基準財政需要額及び基準財政収入額によって、数値に大幅な変動が生じることから、現段階ではその試算については困難であり、概括的に単年度で十数億円以上の減少が想定される。

【歳出：木造住宅等建て替え促進事業 木造住宅除却補助金 2100万円】

問 事業の制度概要、財政措置及び過去3年間の実績は。

答 地震による被害の軽減及び住環境の改善のため、耐震性が不足している木造住宅の建てかえを促進するための制度で、木造住宅を除却する場合に、除却工事に要する費用の2分の1もしくは1戸当たり30万円の少ない方の額で、200万円を上限として補助するものである。財源の内訳は、国費・市費それぞれ2分の1である。

補助実績については、27年度が戸建て住宅4戸、集合住宅6棟、28年度が戸建て住宅12戸、集合住宅12棟、29年度が戸建て住宅8戸、集合住宅9棟である。

問 30年度から始まる密集市街地における除却補助事業との関係は。

答 木造住宅除却補助制度は、耐震対策・住環境整備として、市域全域を対象に実施しているが、密集市街地における除却補助については、区域を限定しており、その目的も異なることから、市民には適切な案内を行い、建築指導課と地域整備課が連携を図りながら運用していく。

【歳出：地震時等に著しく危険な密集市街地老朽木造建築物等除却補助事業 3億6595万3000円】

問 事業の概要は。

答 地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽木造建築物等の除却を促進し、不燃領域率の向上を図るための制度で、補助期間を平成32年度までとして、昭和56年5月31日以前に建てられ、老朽度等の所要の条件を満たす木造建築物等の所有者に対し、補助対象経費の6分の5を補助するものである。

【歳出：防災対策事業 消耗品費 391万6000円】

問 災害用備蓄物資の備蓄状況は。

答 アルファ化米を2万5198食、高齢者用食として缶入りパンを504食、乳児用の粉ミルク265缶のほか、日用品として毛布を7559枚、おむつ3780個、簡易トイレ252基等を目標量として備蓄している。

このうち食料備蓄については、1年から5年の保存期限があるため、順次買いかえをしており、30年度はアルファ化米1万750食、缶入りパン2592食、粉ミルク214箱の購入を予定している。

問 災害備蓄数の基準は。

答 大阪府地域防災計画では、食料や高齢者用食、毛布、おむつ、簡易トイレなどを重要物資として、府と市町村において備蓄するとされ、目標量については、最も大きい被害が予想される災害での避難所避難者数の予測を基に定めることとされている。

本市では生駒断層帯地震で想定される避難所避難者数2万5198人をもとに、備蓄目標量としており、門真市地域防災計画に備蓄品目ごとの目標量を記載している。

問 大阪府地域防災計画の修正により備蓄目標量が修正されたが、本市への影響は。

答 29年3月に同計画が修正され、備蓄目標量の見直しが行われ、重要物資にトイレトーパー、マスク、大人用おむつが追加されるとともに、食料や毛布、おむつの備蓄目標量の見直しも行われた。

具体には、食料備蓄はそれまでの避難所避難者数から避難所避難者数の3日分の備蓄に、毛布は避難所避難者当たり1枚から2枚に、乳幼児用おむつは1人1日5枚から8枚に増量された。

本市備蓄目標量への影響については、トイレトペーパーやマスクについては一定数量を保有しているものの、食料を6万7073食備蓄する必要がある、今後、門真市地域防災計画の備蓄目標量の見直しを行うとともに、30年度以降の備蓄物資の買いかえに合わせ、計画的に増量していきたい。

問 賞味期限切れの災害備蓄物資の大量廃棄が問題視されているが、本市の取り扱いは。

答 賞味期限のある食料等は、複数年で計画購入し、入れかえ数量の平準化を図っている。入れかえ対象物資は廃棄せず、防災教育用として市立小学校4年生にアルファ化米を提供するほか、防災訓練、防災講話やイベントなどにおいて炊き出し訓練や家庭内備蓄普及のための啓発物品として、アルファ化米や缶入りパンを使用・配布している。また、粉ミルクは母子保健事業等の参加者に配付している。

(その他の質疑項目)・緑の基本計画の策定体制とスケジュールについて

・北島地区土地区画整理事業の概要について

・北部地区優先主要生活道路整備事業の概要について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第21号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

(議案の内容)

本市の財政状況に鑑み、本市一般職の職員の地域手当の支給割合の改定を行う。

(主な質疑と答弁)

問 30年度一般会計予算の審査前に補正予算が絡む本議案が提出されるというのは、矛盾があると思うが、提出の理由は。

答 30年度の予算編成においては、急激な人口減少に伴う厳しい財政状況を受けとめ、行財政改善の視点で、あらゆる角度から事業の見直しなどを行い、災害等の不測の事態に備えた一定額の基金の確保も念頭に置きつつ、基金に頼らない収支均衡の予算を目指したところであるが、結果としてなし得なかった。

このような状況の中、いかに31年度を迎えるのか、また、将来に向けた門真の健全な財政運営という形をどのように作り上げていくのかを中心に検討した際に、改めて収支均衡の予算を目指しつつ、積極的な投資を実現していかなければならないとの考えのもと、財政調整基金以外での財源の確保が、より急務となったことから、緊急の対応策として本議案を提出したものである。

問 職員団体との協議・交渉の経過と結果は。

答 職員団体には、30年2月7日に申し入れをし、2月21日、3月2日の2回交渉を行い、幾度も協議を重ねる中で、これまでの労使交渉の経緯や、職員の生活実態、職場の実情等を踏まえ、市として慎重に検討した結果、地域手当の支給割合を申し入れ時の13%から現状維持の14%としたものであり、合意には至らなかったものの、一定の理解と、現状維持としたこ

とへの評価を得て、交渉を終了している。	
問	府内で地域手当を国基準と異なる支給割合で実施している自治体はあるのか。
答	29年4月1日現在、本市以外に府内で地域手当が国基準を下回っている自治体は、大阪府と、池田市、大阪狭山市、高石市の4団体である。
問	地域手当が15%に上がらないことによる職員のモチベーション低下が懸念されるが、どのように考えているのか。
答	雇用者の立場として、職員団体との交渉を行い、幾度も協議を重ねる中で、現状維持の14%としたものであり、同条例においては、国基準の15%としている本則は改正を行わず、附則において、当分の間、14%とする措置を行うものである。 職員のモチベーション低下が懸念されるものの、財政課が毎年財政状況についての説明会を開催するなど、市として職員に理解してもらえよう努めている。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第22号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員に準じて本市一般職の職員の退職手当の調整率の改定を行う。

(主な質疑と答弁)

問	職員団体との協議・交渉の経過と結果は。
答	職員団体には、30年2月7日に申し入れをし、2月21日、3月2日の2回交渉を行い、幾度も協議を重ねる中で、調整率を引き下げざるを得ないものの、職員の生活実態や職場の実情、退職者への影響や、府内の状況等について総合的に検討し、29年度内の実施を見送り、施行日を30年4月1日としたものである。 なお、職員団体とは、合意には至らなかったものの、一定の理解と、施行日を申し入れ時の公布の日から30年4月1日としたことへの評価を得て、交渉を終了している。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第23号 平成30年度門真市一般会計補正予算(第1号)

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555億5000万円とする。

(主な質疑と答弁)

【歳出：庶務関連事務(企画課) 6万8000円

専門委員(1人分) 14万8000円】

問	30年度に策定予定の財政運営基本条例について、専門委員に助言等を求めていくとのことだが、市長はいつごろから財政運営基本条例についての必要性を考えていたのか。
答	議員になって以降、地財ショックや夕張市の財政破綻を契機に財政健全化法が施行された

ことなど、地方財政の世界が大きく変わる中で、18年ごろに視察した多治見市の財務条例のような条例が必要ではないかと以前から考えていたところである。

また、多治見市の財務条例は、市民・議会・市長のそれぞれの責任、公共施設の大規模改修、修繕を要する基金の設置及び財政調整基金の適切な確保等が明文化されており、本市においても、これら財政にかかわる必要な要素を定めておく必要があると考えている。

問 今後、市長はどのように条例の制定をしていくのか。

答 市長就任直後から、企画課及び財政課の若手職員に対し、多治見市へ視察に行くよう指示を出し、これまで準備を進めてきた。

本市は、都市部に隣接しているがゆえに、多様な財政需要等が流れ込み、周辺の財政環境に影響されやすく、人口変動に伴う地方交付税の増減も大きい。そういう面而言えば、過少投資または過剰投資になってはならず、どこまでアクセルを踏んでいいのか、緩めていいのかという規律を定めておかなければならないため、同条例の策定に関しては、丁寧に進めていきたいと考えている。

問 30年度より企画課に新たに行財政改善グループを設置する目的と具体的な業務内容は。

答 30年度予算は厳しい財政状況の中、編成過程において、事業課による事業の見直し、企画課における事業全体の精査・整理、財政課における予算査定の強化等を通じて、急激な人口減少対策に資する施策への財源のシフトに取り組んできた。

しかしながら、結果として、収支均衡の予算には至らなかったことから、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するためには、次の予算編成に向けて、早急に次の対応を進めることが必要との考えから、行財政改革の視点から一層の事務事業の見直しを行うため、同グループを設置するものである。

具体的な業務内容については、既存事業を含めた全ての事務事業を対象としたヒアリングを実施し、これまでの事業内容の推移や、事業評価結果等を一元的に取りまとめ、全体像の中で、効果的な事業体系へと再構築を図るとともに、事務改善や仕事の進め方改善に向け、統一的な事務マニュアルなどを策定していきたいと考えている。

問 同グループの体制及び設置期間は。

答 課長補佐1名及び担当1名の2名体制とし、設置期間は現段階では30年度の1年間を予定している。

問 専門委員の活動頻度は。

答 財政運営基本条例の策定及び行財政改善について、必要な助言等を求めるため、2カ月に1回程度の計6回を定期の活動として予定している。

また、とりわけ条例素案の策定における中間及び最終段階に必要な助言等を求めるため、計2回の活動を予定しており、定期の活動と合わせて年間8回の活動を予定している。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第24号、第25号、第27号の採決に当たっては、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第26号「平成30年度門真市水道事業会計補正予算（第1号）」

は、独立採算制を原則としている企業会計において一般会計と同様に地域手当の支給割合を改正するに至った趣旨について質疑、答弁があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第2号「門真市附属機関に関する条例の一部改正について」は、めざせ世界へはばたけ事業推進委員会の廃止に至る経過等について、議案第12号「平成29年度一般会計補正予算（第9号）」中所管事項は、島頭南北2号線及び三ツ島東西線の拡幅整備に係る予算減額の理由について、議案第18号「平成30年度門真市水道事業会計予算」は、職員配置の状況等について、議案第19号「平成30年度門真市公共下水道事業会計予算」は、下水道の処理人口普及率100%整備への展望等について、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第8号、第15号及び第16号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成30年 3月22日

門真市議会議長

中道 茂 様

民生常任委員会

委員長 松本 京子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第5号 門真市保健福祉センター条例の一部改正について
- 2 議案第6号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 3 議案第7号 門真市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 4 議案第12号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項
- 5 議案第13号 平成30年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 6 議案第14号 平成30年度門真市国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第17号 平成30年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 8 議案第23号 平成30年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項

審査日：平成30年3月13日（火）

○議案第6号 門真市国民健康保険条例の一部改正について

（議案の内容）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正及び大阪府国民健康保険運営方針の策定に伴い、保険料の賦課総額、保険料率等について所要の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料の軽減判定所得の基準について所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問	保険料率の統一化によって、30年度保険料はどのようになるのか。
答	<p>30年度の保険料率については、2月15日に開催した門真市国民健康保険運営協議会の答申どおりに決定していきたいと考えている。</p> <p>その保険料率で算出すると、基準総所得0円の世帯人数別の30年度年間保険料については、1人世帯で介護保険ありが4.7%増の2万2250円、介護保険なしが7.7%増の1万8410円、夫婦のみの2人世帯で介護保険ありが3.0%増の3万6660円、介護保険なしが6.4%増の2万8980円、夫婦と子ども2人の4人世帯で介護保険ありが3.4%増の5万7780円、介護保険なしが5.4%増の5万100円となる。</p>
問	収入減少に係る減免は、これまでの減免率と比べてどうなるのか。
答	<p>現在の本市の収入減少に係る減免率については、所得の減少率が30%以上50%未満で所得割額の60%、50%以上65%未満で所得割額の70%、65%以上80%未満で所得割額の80%、80%以上で所得割額の90%となっている。</p> <p>一方、府内共通基準については、所得の減少率が30%以上40%未満で所得割額の30%の減免率となっており、以後各所得の減少率が10%上昇するごとに所得割額の減免率も10%上昇し、所得の減少率が100%の場合は、所得割額の100%の減免率となっている。</p> <p>このことから、所得の減少率30%以上90%未満は減免率が低下するものの、減少率90%以上100%未満は現状維持、減少率100%は増加することとしている。</p>
問	附則において、30年度から35年度までの激変緩和措置期間の6年間のみ、市独自の減免が可能と規定しているが、その後も独自減免を維持・拡充すべきでは。
答	本市における独自減免については、減免の廃止に伴う被保険者への影響が大きいことから、段階的に減免基準を見直しつつ、同期間中に限り実施していきたいと考えている。また、同期間終了後は、大阪府で一つの国保になることなどから、共通基準のみで対応していく。

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第7号 門真市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の適用を受ける保険料を徴収すべき被保険者について所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問 住所地特例の概要及び改正内容は。

答 住所地特例とは、福祉施設への入所や長期入院等により他の都道府県の施設・病院等に転出した場合でも、引き続き従前住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものであり、多くの施設・病院等が所在する広域連合において保険給付費が増加し、財政運営に影響を及ぼすことを防ぐために設けられているものである。

今回の改正によって、例えば、本市国保の被保険者が住所地特例の適用を受け、神戸市の医療機関に入院中に75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する場合、これまでは兵庫県後期高齢者医療広域連合の被保険者となっていたが、改正後は、大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第13号 平成30年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ556億円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：門真の市民まつり実施事業交付金 700万円】

問 29年度のふるさと門真まつりへの参画団体数は。また、30年度に門真まつり実行委員会への新規参入予定の団体はあるのか。

答 29年度は、同実行委員会として23団体、協力・支援団体として9団体の合計32団体が参画している。また、30年度は現在のところ、メディア関係を初めとする5団体が新規参入したい旨を申し出ている。

問 29年度に比べ、30年度の予算は200万円増額されているが、増額分の用途は。

答 具体については、同実行委員会において検討されることとなっているが、増額分については、南部地域に住んでいる人も気軽に参加してもらえるように巡回バスの運行や、熱中症対策としてミストシャワーやスポットクーラーを配備するなどの予算としている。

問 寄附金、協賛金及びふるさと納税等により、少しでも市の負担を減らすことは考えているのか。

答 ふるさと納税のリニューアルにおいて、寄附金の使い道として同まつりを選べるようにした。これにより、同まつりを応援したいという人たちの気持ちの受け皿を拡大できたほか、寄附金を財源とすることで市の負担を減らしたいと考えている。

また、寄附金や協賛金については、集めることで市の負担を減らすことにもつながるが、具体には今後開催される同実行委員会で検討がなされ、決定されるものと考えている。

【歳出：市民後見推進事業 52万3000円】

問	市民後見推進事業の実施目的は。
答	<p>超高齢社会において今後、認知症等高齢者が増加することが予想され、判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度の重要性が増している。</p> <p>しかし、ひとり世帯の増加や家庭基盤が脆弱等の理由により、親族等による成年後見の担い手が不足していることから、親族以外の後見人である弁護士や司法書士、社会福祉士、法人等に加えて、新たな担い手として、地域での身近な関係を生かした支援を行う市民後見人が求められている。</p> <p>このことから、高齢者等の権利擁護の推進及び地域力の向上のために、市民後見人の養成と育成を行う必要があると考え、同事業を実施するものである。</p>
問	同事業の概要は。
答	府や大阪府社会福祉協議会と連携し、研修等を実施することにより、市民後見人を養成するとともに、市民後見人の日常的な相談に応じるなど活動支援を行うものである。
問	市民後見人とはどのような人か。
答	<p>全国共通の定義はないが、市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした後見活動を行う権利擁護の担い手のこととされている。</p> <p>なお、市民後見人は、高額な財産や親族間の係争等で複雑な法律行為を行う必要がない人を担当することになる。</p>
問	市民後見人になるための流れは。
答	<p>市民後見人の希望者は、府内数カ所で実施される大阪府社会福祉協議会等主催のオリエンテーション及び養成講座を受講してもらうことになる。29年度の養成講座では、基礎講習4日間、実務講習9日間、施設実習4日間が実施され、講座終了後、改めて面接による意思確認を行い、希望した場合に大阪府市民後見人バンクに登録される。</p> <p>同バンク登録後は、家庭裁判所から市へ後見人等の推薦依頼があった場合、市と大阪府社会福祉協議会による受任調整会議において、市民後見人候補者の検討及び決定を行い、市が市民後見人候補者を家庭裁判所へ推薦し、家庭裁判所が候補者を市民後見人として選任する流れとなる。</p>
問	同バンクの登録者数見込みは。
答	30年度の目標としては、オリエンテーションへの参加人数を10名、バンク登録者を2名としている。
問	他自治体の実施状況は。
答	<p>29年4月1日現在、府内では16市4町が市民後見人の養成・活動支援事業を実施しており、北河内では枚方市が28年度より実施している。</p> <p>府は、第3期大阪府地域福祉支援計画において、31年度までに全市町村が市民後見人養成に参画することを目標として明記している。</p>

【歳出：自殺防止対策事業 521万9000円】

問	自殺対策計画の策定に至る経緯は。
---	------------------

答 28年の自殺対策基本法の改正により、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての市町村が同計画を策定することとされた。

本市においても「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。」という同法の基本理念を踏まえつつ、30年度末までに本市の実情に即した同計画を策定することとしている。

問 同計画の策定に向けての今後の動向は。

答 同計画の策定に当たり、医療、保健、教育、労働等に関する相談機関等の外部委員で構成する審議会を設け、同会に計画策定に係る諮問を行い、答申を受けることとしている。なお、同会の開催は4回を予定している。

また、同計画の具体的内容については、庁内の関係部局が参画する委員会にて検討していく。

加えて、実情把握のための市民アンケートとパブリックコメントを実施し、市民の意見を同計画へ反映させることを考えており、同計画策定後は、市ホームページや広報紙等、さまざまな媒体を活用して周知していく。

問 自殺の未然防止等において、自殺・貧困問題に取り組むNPO法人等との連携は。

答 同計画においては、府の指針にも示されている「関係機関によるネットワークの構築」についてを盛り込むこととしており、NPO法人等との連携も含め、関係機関の連携強化に向け庁内関係部局が参画する委員会等で検討していく。

問 心の病を患う人や自死遺族に対する支援として、相談機関を周知する方法は。

答 毎年、9月10日から16日までの自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、市ホームページ及び広報紙にて相談窓口の案内を行っており、今後においても引き続き市民周知に努めていく。

【歳入：土地建物貸付収入 6412万円】

問 本市地域生活支援拠点の開設が11月に再延期となった理由は。

答 当初は、公共下水道の未整備地域であったことから、浄化槽を設置する計画で30年4月に開設予定であったが、その後、下水道整備が決定したことから、下水道への接続時期を考慮し、同年6月に変更し準備を進めていた。

さらに、29年2月に不採択となった社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補正予算が国において措置されたことから、改めて30年1月に事業者が補助金の申請を行い、補助金が採択された場合は、補助の内示後に事業者において資金計画を見直し、建設工事の入札及び契約を行う必要があることから、開設時期を同年11月に延期したものである。

なお、補助申請については、事業者が主体となって行ったものの、本市においても、府に対し当該拠点の必要性等について丁寧な説明を行うなど、事業者に対して十分なサポートを行った結果、2月28日に補助金採択の内示があったところである。

今後も引き続き、当該拠点の整備・開設に向け、事業者に対し適切な支援を行っていく。

【歳出：持ち込みごみ電話受付派遣業務委託料 253万8000円】

問 30年1月4日より持ち込みごみの予約制を開始したが、予約制開始直前の12月最終週の持ち込

み件数と1月と2月の件数は。	
答	12月最終週の持ち込み件数は、12月25日が195件、26日が183件、27日が199件、28日が244件、29日が463件で、1月は647件、2月は718件であった。 なお、1月4日から2月28日において、1日当たりの平均持ち込み件数は34件で、最高件数は平日が48件、祝日が110件であった。
問	予約制開始当初の1週間ほどは、電話がつながりにくい状況が続いたようだが、現在の状況は。
答	現在は1日当たり40件前後の架電であり、改善されている。
問	ゴールデンウィーク、盆、年末など多くの持ち込みが想定される日の対応は。
答	予約の受け付けについては、持ち込み日の3カ月前から2日前までの予約が可能であるため、余裕を持って持ち込みごみ予約受付センターへ予約をしてもらうよう、市役所別館市民課前の行政モニターなどで周知していく。さらに予約が集中することが想定される時期には、防災行政無線を活用するなど、これまで以上に制度の周知を図っていく。 また、電話予約の混雑については、30年度から電話回線を1回線増設して対応する予定である。 なお、ゴールデンウィークや盆等については、今後の制度周知により、対応可能と考えているが、特に混雑する年末については、府内先進市の例を参考に検討をしていく。

【歳出：し尿等処理協定に伴う事前整備業務委託料 9000万円】

問	31年4月から四條畷市への、し尿処理の委託が予定されているが、今後のスケジュールは。
答	30年度においては、四條畷市と継続した調整を行い、本委託処理に関し近隣市の同意を経て、本事業に必要な下水道放流のための府の許可を得ることとしているほか、四條畷市の下水道処理施設の故障等に備えて一定量の、し尿等をストックできる一時貯留施設の設置工事をクリーンセンター内で行っていく。 また、四條畷市において、受け入れ施設の事前整備工事等が行われることとなっている。
問	四條畷市への委託開始後、現在の浄化センターはどのようにするのか。
答	31年3月末で同センターの運転を停止する予定としており、その後は早い時期に施設・設備の無害化処理を行い、他の用途に転用可能となるよう、先進市を参考に用途廃止の手続きを進めていく。

【歳出：地域通貨発行運営交付金事業 771万8000円】

問	地域通貨「蓮」が廃止予定であるが、事業総括に対する評価は。
答	地域通貨発行開始から徐々に事業に賛同する加盟店も増加し、発行と流通の目的を一定達し、ボランティアの謝礼として地域通貨を活用することについては、市民団体間で一定広がったと認識している。さらなる活用に向け、ボランティアに対するお礼として地域通貨を循環させることを最大の効果と期待し、実施主体のNPO法人あいまち門真ステーションとともに事業の発展を目指してきたが、ボランティアの謝礼としての活用率が20%と低いことに加え、市民ご意見番では周知不足の指摘、活用機会が見出せず、コミュニティ及び経済の活性化は難しいという意見が出され、重要度及び満足度が最下位である結果を踏まえ、今後、ボランティアの促進や地域活性化のツールとして、さらなる効果を発揮することが困難であ

	るとの結論に至った。
問	現在の流通額は。
答	2月末現在の流通額は、596万4700蓮となっている。
問	換金期間が9月から12月までとしているが、法定期間は満たしているものの、期間が短いのではないか。
答	換金期間は、資金決済に関する法律第20条第2項第2号において60日を下らない一定の期間内と規定されているほか、金融庁からは90日以上換金期間を設けることが望ましいとの通知がされていることから、当該事業における換金日数を119日と設定し充足していると考えている。6月から8月までを利用促進期間とすることや、9月から12月までの換金期間を含めた事業廃止のことについては、12月まで毎月市広報に掲載することとしている。さらに市及び同ステーションのホームページや、FMハナコ、日刊新聞による広告、ポスター、チラシ、地域情報誌など、あらゆる媒体を活用して周知を図り、できる限り期間内利用と換金を促進していきたい。
問	換金期間の延長が困難な場合、市で業務を引き継ぐことはできないのか。
答	原則、同ステーションが予定している9月から12月までを換金期間としているが、換金期間内の換金率を注視しつつ、期間の延長について同ステーションと検討していきたい。

【歳出：ボランティアポイント制度事業 247万7000円】

問	ボランティアポイント制度においては、これまで30ポイント達成者に対し、地域通貨「蓮」を記念品としていたが、地域通貨「蓮」廃止後の代替記念品は。
答	同制度では、30ポイント達成者に対し市長からの感謝のメッセージと記念品として500蓮を贈呈している。地域通貨「蓮」廃止後は、500円相当のオリジナルタオルを代替記念品とする予定である。
問	地域通貨蓮「蓮」の廃止に伴い、マスコットキャラクターである蓮ちゃんは今後どうするのか。
答	地域通貨の普及・利用促進のツールとして、これまで市内イベントを中心に活動しており、実施主体であるNPO法人あいまち門真ステーションが今後の活用を検討しているが、市としても、市民に親しまれたキャラクターであることから、今後の取り扱いについて同ステーションとともに検討していきたい。

【歳出：地域生活支援事業 移動支援事業費 6354万8000円】

問	本市の移動支援事業の報酬及び利用料は。また、北河内各市の状況は。
答	本市の報酬は、1時間当たり1600円となっており、北河内では、寝屋川市が1800円、その他5市は1600円となっている。 利用料については、本市を含む北河内全市において、課税世帯者は報酬の1割負担、非課税及び生活保護受給世帯者は無料としている。
問	4月から精神障がい者の雇用が義務化されるが、障がい者の通勤のためのヘルパー利用等への対応は。
答	障がい者が利用できる支援として移動支援事業があり、視覚障がい者が利用できる支援と

して同行援護のサービスがあるが、いずれのサービスも原則、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出では利用できないものの、通勤になれるまでの期間等、一定条件に限り利用できるよう対応している。

【債務負担行為：一般廃棄物処理基本計画策定事業 335万7000円

歳出：一般廃棄物処理基本計画策定事業 623万5000円】

問 一般廃棄物処理基本計画策定のスケジュールは。

答 30年度においては、同計画策定に必要な一般廃棄物発生量等の基礎調査や市民へのアンケート調査に加え、廃棄物減量等推進審議会に対しては、同計画に必要な減量及び適正処理等に関する事項について諮問を行っていく。

31年度においては、重点施策の方向性や各種目標値の設定等を行い、計画案を作成。パブリックコメントの実施後、審議会の答申も踏まえ、同年度中に計画策定の予定である。

問 次期計画でも焼却施設の耐用年数の問題について、具体的なあり方の記載が必要と考えるが、どのように検討を進めるのか。

答 同施設は、現行計画において施設の長寿命化、新炉建設及び他市との連携の三つの可能性について検討することとしており、現状においては、長寿命化を図りつつ、鋭意検討しているところである。

また、次期計画においては、施設に関する、より具体的な内容を記載する必要があると認識していることから、本市にとって最善の選択ができるよう関係部署を含めて鋭意検討していきたい。

(その他の質疑項目)・「門真市健康増進計画・食育推進計画 健康かどま21」の見直しについて
・路上喫煙防止対策の今後のスケジュールについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第14号 平成30年度門真市国民健康保険事業特別会計予算

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153億3519万2000円と定める。

また、債務負担行為、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：生活習慣病の予防対策 特定保健指導事業 775万3000円

特定健診事業 9173万8000円】

問 現在、第2期データヘルス計画を作成中であるが、計画(素案)から見えてきた被保険者の健康課題は。

答 日本人の三大死因の脳血管疾患や虚血性心疾患を初め、人工透析に係る28年度の1000人当たりのレセプト件数が府・全国平均を上回っており、これらの疾病の前段階とされる生活習慣病である高血圧、糖尿病、脂質異常症の患者数が多い状況である。また、多くの生活習慣病の原因である喫煙も府平均を上回っている。

問 現在の生活習慣病予防対策と今後の取り組みは。

〔答〕 同対策として、特定健診の結果から、血圧や血糖値等が高く医療が必要な状態と思われる被保険者に対して電話や訪問による受療勧奨を行うほか、特定健診時における禁煙指導等、さまざまな保健事業を実施している。

本計画策定後においては、生活習慣病の危険性やたばこの害の周知はもとより、特定健診・特定保健指導受診率等のさらなる向上を図るため、特定健診については、年代等を考慮した効果的な未受診者勧奨を初め、地区別受診率を考慮した集団健診の実施方法や人間ドック費用助成の見直しなどを実施し、特定保健指導については、夜間・休日実施や集団健診時における初回面接の実施等を検討し、拡充していきたい。

さらに、高血圧や糖尿病等の疾病に応じた新たな受療勧奨基準を設け、より効率的かつ効果的な受療勧奨や保健指導を展開していく。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第17号「平成30年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算」は、29年度の後期高齢者に対する差し押さえ・換価の猶予・執行停止件数等について、質疑、答弁があり、採決に当たっては、反対の討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第5号、第12号及び第23号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成30年3月22日

門真市議会議長

中道 茂 様

文教こども常任委員会

委員長 池田 治子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第4号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 議案第10号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 3 議案第12号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項
- 4 議案第13号 平成30年度門真市一般会計予算中、所管事項

審査日：平成30年3月15日（木）

○議案第4号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案の内容）

特定教育・保育の受給資格等を確認する方法について、所要の改正を行うとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備を行う。

（主な質疑と答弁）

問 条例改正の概要は。

答 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定されたことを受け、子どものための教育・保育給付の認定を行った際に保護者に交付する支給認定証について、保護者が希望する場合に限る任意交付とすることを可能とする政令が公布されたことを踏まえ、保護者、事業者及び本市の負担軽減等を図るべく、30年度より支給認定証を任意交付とするものである。

具体的には、これまで全ての保護者に支給認定証を交付しているが、今後は申請の際に希望があった場合のみ交付することとし、希望がない場合は、支給認定に係る事項を通知することとなる。

問 条例改正による影響は。

答 支給認定証は、保護者が保管し、記載内容の変更や有効期間が満了した際は、利用施設を経由して返還するか、市に直接返還する必要があったが、通知書の場合は、返還等の手続が不要となることから、保護者及び事業者の負担軽減につながるものである。

なお、今般の改正による子どもへの影響はない。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第10号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

少人数学級編制実施のほか、きめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る市費負担教員を任用するとともに、市費負担教員の給与及び特殊勤務手当の改定を行う。

（主な質疑と答弁）

問 給料表の改正を含めた条例改正の概要は。

答 条例の名称及び第1条については、魅力ある教育づくり審議会における学校の裁量拡大等についての提言を踏まえ、制度変更を行い、校長の判断により市費負担教員の柔軟な活用を

可能にするものである。

また、市費負担教員の待遇については、本市では府が費用を負担する常勤講師に準じた内容で定めており、府の給料表や手当額が改定されたことに伴い、それに準じた給料表や手当額に改正するものである。第9条については、特殊勤務手当の改正であり、宿泊を伴う修学旅行等の引率指導業務、対外運動競技等の指導業務及び部活動等の指導業務について、区分や手当額等が見直されている。

なお、これまでと同様に任期付教員を少人数学級編制に活用することは問題ない。

問 校長の裁量を広げるとのことだが、市費負担教員の柔軟な活用について、どのように認めているのか。

答 少人数学級編制以外の目的での活用を希望する学校については、教育委員会への任期付教員活用計画書の提出が必要であり、その中で、児童・生徒の状況及び課題に対する現在の取り組み状況をもとに、市費負担教員の役割や担当する教科、授業時間数等についての詳細な計画の立案を求めていると考えている。

その後、提出された計画書をもとに、教育委員会と学校が市費負担教員の活用方法についての協議を行い、最終的には教育委員会が承認することで、校長の考え方を正確につかみ、適切な活用に資するようにする。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第12号 平成29年度門真市一般会計補正予算(第9号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3113万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ550億6583万円とする。

また、繰越明許費及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：施設型給付費減額分 △1億3556万5000円】

問 施設型給付費の減額理由及び当初の想定を下回った要因は。

答 保育士不足により受け入れ児童数が当初の想定を下回る施設があったこと、申し込み状況により年齢によって定員に達しない施設があったこと、新規の小規模保育事業所を中心に2歳児の受け入れが進まなかったことなどが主な要因となっている。

問 今後の対策は。

答 30年度より、保育士確保事業に取り組むことで民間保育所における保育士等の確保を強力に支援するとともに、受け入れ児童数の設定に係る各施設への適切な助言や利用可能な施設の保護者への情報提供の充実等により、各施設での児童の受け入れが着実に進むよう取り組んでいきたい。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第13号 平成30年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ556億円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：中学生放課後学習支援K a d o m a 塾事業 426万5000円】

問 30年度より、K a d o m a 塾を1クラスから2クラスへ拡充することだが、その効果や今後の方向性は。

答 2クラスへ拡充することで、これまで以上に多くの生徒の受け入れが可能となり、生徒同士がより切磋琢磨し合い、学ぶ意欲を高めながら勉学に励んでくれるのではないかと期待している。

また、1クラスの時は、毎回の授業で英語あるいは数学の1教科を受講するのみであったが、2クラスにすることで、2教科ともを受講することができるようになり、学習効果の向上も期待される。

今後については、引き続き、子どもたちの夢や希望を支援する事業として取り組む中で、K a d o m a 塾での頑張りを「先輩からのメッセージ」という形で後輩たちにもしっかりと伝えられる機会を設け、夢がかなうことの喜びや、学ぶことの大切さが先輩から後輩へと脈々と受け継がれていくような流れをつくっていきたいと考えている。

【歳出：子どもの貧困対策事業 2191万8000円】

問 子どもの未来応援ネットワーク事業が開始され、約半年が経過したが、子どもの未来応援団員の状況は。

答 事業開始に当たり、同応援団員の登録者数600名確保を目標に掲げ、ホームページを初め、さまざまな媒体を通じて事業の必要性を広く周知した。また、各種団体を初め、多くの市民や市内在勤者に対し、養成研修への参加を促すとともに、地域から要請があった場合には、こちらから出向き、同研修を実施するなど努めた結果、3月1日現在の同応援団員登録者は685名となっている。

なお、同応援団員の増加に伴い、寄せられる情報が増加し、ケース会議では多種多様なケースに対応することが求められるようになっており、現在、49ケースの事案に対応しているところである。

問 同応援団員による個人情報の取り扱い状況は。

答 同事業実施要綱に守秘義務を規定した上で、登録時の養成研修において、重点的に注意を促すとともに、ケース対象者の進捗状況及び身辺情報に関しては、同応援団員には提供できない旨の説明を行い、情報の拡散防止に留意している。

問 同事業は、30年7月末をもって府の委託が終了すると聞いているが、委託期間終了後の方向性は。

答 子どもの貧困問題は、継続的かつ長期的な支援及び見守りが必要と考えていることから、委託期間終了後も事業を継続実施するとともに、同応援団員から寄せられる情報量をふやすために、さらなる同応援団員の確保、地域での同応援団員同士の連携強化及び個々のスキル

アップを図っていきたい。

【歳出：きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 2007万円】

問 学校サポートスタッフ15人分の予算が計上されているが、同スタッフの導入に至った経緯及び配置目的は。

答 導入に至った経緯については、魅力ある教育づくり審議会の中間答申において、教育活動を支援するための支援員を派遣するなど、チーム学校を進めるための人員配置についての提言を受けたため、同スタッフを配置するものである。

また、配置の目的については、教員が授業に専念し、子どもと向き合う時間を確保するために、教員以外のさまざまな人材の活躍が大切であると考えており、教職員の職務に関する補助的業務を行うための人材として配置するものである。

問 市内の小・中学校は20校あるが、同スタッフの配置校はどのように考えているのか。

答 同スタッフは、任期付教員を配置しない学校に配置する。結果として、全ての学校に対して、任期付教員か同スタッフのどちらかを配置することになる。

なお、30年度予算については、児童・生徒数の見込みにより、任期付教員6名と同スタッフ15名の計21名分を予算計上している。

問 同スタッフの勤務形態は。

答 週29時間勤務の非常勤嘱託職員であり、資格不問としていることから、退職教員等の教育関係者だけではなく、PTA活動の経験者等の地域住民を含めた幅広い人材を活用したいと考えている。

問 同スタッフの採用の流れは。

答 学校教育課へ履歴書を持参または郵送による申し込み後、面接選考を実施し、合格者については任用手続後、学校に赴任してもらうことになる。

問 同スタッフが取り扱う個人情報への対応は。

答 同スタッフは非常勤嘱託職員としての雇用になり、地方公務員法第17条に基づき任用されることから、公務員としての守秘義務が生じることになる。このような法的な身分の位置づけや遵守すべき事柄については、任用時に事務局による説明を行い、具体的な個人情報の取り扱いに係る注意事項については、赴任校において、校長の監督のもと、適切に取り扱われるようにする。

問 同スタッフの導入は、教職員の多忙化解消につながるのか。

答 同スタッフが担う役割は、教材の作成補助や印刷業務、パソコン入力等の事務的な補助のほか、学校の状況に応じた校務全般に対するサポートを想定しているため、教職員の多忙化解消にもつながるものと考えている。

【歳出：(仮称)地域子育て支援センター開設事業 2503万8000円】

問 地域子育て支援センターを保健福祉センター内に開設する経緯は。

答 現在、地域子育て支援拠点事業は、市民プラザ内なかよし広場及び幼保連携型認定こども園智鳥保育園内の当該支援センターの2カ所で実施している。4月に砂子みなみこども園が

専用スペースを設置した地域の子育て支援機能のある幼保連携型認定こども園として新たに開設することで、市南部地域に施設が集中することから、市北部地域の充実を図るため、保健福祉センター内に当該支援センターを移転開設するものである。

問 当該支援センターの事業内容及び利用状況は。

答 当該支援センターでは、子育て中の親子が気軽に集い、親同士・子ども同士の交流を図り、育児負担等の軽減を目的に主に乳幼児とその保護者を対象に設置し、園庭開放や育児相談、各種イベント等の開催に加え、市内公共施設等に出張し、地域支援活動等を実施している。利用状況については、26年度1412組3010人、27年度2249組4803人、28年度2708組6295人と増加傾向となっている。

問 30年度に保健福祉センター内プレイルームなどを改修後、当該支援センターを移転し、開設するとのことだが、開設後の運用は。

答 31年4月に開設予定であり、当該支援センターでは、現在、実施の事業等を引き継ぎつつ、地域の子育て支援事業等の情報を提供する利用者支援事業（基本型）の実施を予定している。利用者支援事業（基本型）の実施に伴い、現在、健康増進課が実施している妊娠・出産、育児等の相談に対応する利用者支援事業（母子保健型）と連携することにより、子育て世代全般の相談体制を強化し、子育て世代包括支援センター設置に向けて機能を充実していくものである。

【歳出：保育定員拡充事業 11億9973万7000円】

問 保育定員拡充に関する予算の概要は。

答 認定こども園等の施設の建てかえ4園、幼保連携型認定こども園の新設1園、さらに小規模保育事業所の新設2園の合計7園が整備予定であり、保育所等整備補助金の総額は、11億8554万7000円で、新たに確保できる保育定員は249人の見込みである。

問 保育所等整備補助金は総額で約12億円となるが、その財源は。

答 民間事業者の保育施設整備に係る補助対象額のうち、3分の2を国または府が負担し、市が12分の1を負担することで補助対象額の4分の3を民間事業者への補助金として交付するものである。

問 4月1日入所に向けた利用調整の状況は。

答 3月9日時点の利用調整の状況については、515人中内定者が460人、保留者が55人となっている。これに対し、入所枠は597人であり、全体では残る入所枠が保留者の数を上回っているが、年齢によっては調整に苦慮している状況であり、入所枠の拡大も含め、調整しているところである。

問 待機児童解消に向けた今後の方向性は。

答 現在、見直しを行っている門真市子ども・子育て支援事業計画に基づき、民間保育所等の整備促進のほか、引き続き企業主導型保育事業の普及等あらゆる手法を活用し、待機児童の解消に努めていく。

【歳出：保育士確保事業 100万円】

問	保育士確保事業の具体的内容は。
答	市内民間保育所等が行う求人活動において、31年度採用者から適用する処遇改善の内容等を周知し、市内民間保育所等への就職に意欲を持ってもらえるリーフレットの作成に伴う印刷製本費及び周知活動を行うための委託料を30年度に予算計上している。 処遇改善の内容としては、31年度に市内保育所等で採用された新卒者や潜在保育士に月額1万円相当額を、本市内に居住の場合はさらに月額5000円相当額を上乗せするものであり、申請方法や支払時期等については、今後、詳細な制度設計を行った上で実施していきたい。
問	新卒者や潜在保育だけでなく、全ての保育士に対する市の考えは。
答	全ての保育士に対する処遇改善については、本来、国における公定価格の見直しの中で行われるべきと考えていることから、これまで市長会等を通じ、国に対して要望してきた。今後においてもあらゆる機会を通じて、国に働きかけていきたい。
問	保育士の確保見込みの人数は。
答	定員拡充に向けた各施設の整備状況や退職者の状況等によるが、31年度は40人程度の保育士の確保を見込んでいる。 なお、32年度以降については、事業効果の検証及び待機児童の状況を踏まえ、さらなる取り組みの必要性について検討を進めていきたい。
問	保育士確保に向けた本市における処遇改善についての周知は、いつから行うのか。
答	市内民間保育所等が行う求人活動に資するよう、事業者の意見等も踏まえつつ、30年度の早い段階で実施していきたいと考えている。

【歳出：公立認定こども園運営事業 8632万1000円】

問	30年4月1日時点の砂子みなみこども園の児童受け入れ状況は。
答	現時点において、1号認定児童は65人の募集に対し29人となっており、定員に至っていないことから、現在、再募集を行っている。 また、2・3号認定の児童については、今後の利用調整の状況により変動するが、190人の定員に対し、おおむね定員に近い受け入れ人数となる見込みである。
問	同園における地域の子育て支援は。
答	幼保連携型認定こども園については、園児に対する教育・保育に加え、地域の子育て支援に取り組むことが義務づけられているため、同園においては、園舎内に地域の子育て中の人々が気軽に利用できる専用スペースとして子育て支援室を設けており、これまで南幼稚園及び南保育園で実施していた園庭開放や子育て相談等の取り組みをさらに充実させることで、市民プラザ内のなかよし広場とともに、南部地域における子育て支援の拠点となる施設としての役割を果たしていく。
問	同園園児が通常の教育・保育時間を超えて利用できるサービス内容及び料金は。
答	サービス内容としては、1号認定児童に対する時間外教育と2・3号認定児童に対する延長保育があり、1号認定児童への時間外教育は午後2時から5時までの実施となり、利用料金は日額300円、月額利用は5000円としており、2・3号認定児童への延長保育については、

保育標準時間認定の児童の場合、午後6時30分から7時までの実施となり、利用料金は日額200円、月額利用は3000円としている。

また、保育短時間認定の児童が、午前8時30分から午後5時までの間の8時間の保育時間を超えて保育を利用する場合は、30分当たり100円としているが、午後6時30分以降は保育標準時間認定の児童と同様、200円としている。

問 園舎内階段や吹き抜け箇所へのおもちゃなどの落下を防止するネットなどの対策を開園前に整備すべきと思うがどうか。

答 現場の職員の意見等も踏まえつつ、既に対策を検討しており、開園までに必要な対応をする予定である。

問 園庭の広さは、260人の規模にあった広さになっているか。

答 園庭の面積等については、府が条例で規定する基準を満たしている。

【歳出：二島小学校トイレ改修工事実施設計業務委託料 334万6000円

歳入：二島小学校大規模改造事業交付金 111万5000円】

問 二島小学校を選定した理由と改修工事の内容は。

答 校舎建築後、トイレ改修を行っていない学校のうち、老朽化が進み、抜本的な改修が必要な学校として優先的に選定した。

改修内容としては、校舎内1階から4階までのトイレ1系統の配管を含めて全面的に改修し、トイレの洋式化もあわせて行う予定である。

問 今後のトイレの改修についての市の見解は。

答 学校や児童・生徒の保護者等からも改修の要望が多く寄せられており、快適な学習環境を提供する上で改修は必要と認識している。今後も国の交付金を活用しながら洋式化も含めたトイレ改修を進めていきたい。

【歳出：就学援助事業 学用品費等 3342万1000円】

問 新入学児童・生徒学用品費の引き上げは、保護者負担の軽減に大きく寄与するものだが、全国的に急速に広がっている入学前支給についての市の見解は。

答 同学用品費については、30年度から小学校で1万7000円から4万600円に、中学校で2万2000円から4万7400円に引き上げとなる。

入学前支給は、子どもの貧困対策の観点からも重要と考えているが、システムの改修が必要であり、支給した児童・生徒が入学直前に転出した場合の対応等、制度上でも検討すべき点もあるため、他市の状況を見ながら、調査・研究していく。

【歳出：スポーツ・レクリエーション事業 404万5000円】

問 スポーツ・レクリエーション事業における、30年度の具体的な取り組み内容は。

答 生涯スポーツ推進協議会で協議され、これまでスポーツ・レクリエーション大会において実施してきた競技部門とレクリエーション部門での取り組みは引き続き実施し、両部門はそれぞれ5月、11月に開催され開催時期が約半年も離れており、一つの大会として理解しにく

かったため、より親しみやすく、明解にするため、それぞれの大会やイベントごとに名称を定めることとされた。

なお、競技部門については、大阪府総合体育大会等の上位大会につながる大会と位置づけている競技団体が多いことから、参加者にとってわかりやすくなるよう同協議会の協議部門において、門真市民総合体育大会と名称をそろえることとされた。

問 新たに実施するスポーツ教室や健康づくり教室の具体のイメージと、社会体育施設指定管理者が実施している自主事業との違いは。

答 同指定管理者の自主事業は、同指定管理者が利用者のニーズを見きわめながら、独自あるいは総合型地域スポーツクラブなどとの協働により実施しているものである。

生涯スポーツ推進協議会において、新たに行うスポーツ教室等は、同協議会に参画する各種スポーツ団体間のさらなる連携を図り、それぞれが有するアイデアを出し合うことで、指定管理者の自主事業では実施していない教室等も実施可能となり、レクリエーションとしてのニュースポーツから本格的な競技スポーツまで、幅広く市民ニーズに応えられるよう、同協議会で議論され実施していくこととなる。

【歳出：施設型給付事務 16億8200万5000円】

問 幼児教育・保育・療育の無償化を5歳児から4歳児へ拡充する目的は。

答 子育て世帯の経済的な負担を軽減することで、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育・療育を受けることができる環境づくりを目指し、もって子育て世代の転出を抑制し、転入を促進することで、バランスのとれた年齢構成を実現することを目的としている。国の施策に先立ち、29年度に5歳児の無償化を行い、30年度において対象範囲を4歳児までさらに拡充するものである。

問 無償化の対象は5歳児と4歳児だが、本市の全施設が無償化の対象であるのか。

答 対象施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、こども発達支援センター及びその他の児童発達支援施設等としている。

なお、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設については、認可施設において4歳児及び5歳児の教育・保育の提供体制がおおむね確保されていることなどを踏まえ対象外である。

問 29年度実施の5歳児無償化で人口の流入が図られたのか。

答 現時点では、5歳児無償化の実施を契機とした人口増減への直接的な影響が見出せるまでの状況には至っていない。

問 直接的な影響を見出せるまでには至っていない状況において、無償化を4歳児まで拡充する理由は。

答 急激な人口減少への対応が本市における喫緊の課題となっている中、子育て世代の転出抑制と転入促進により、バランスのとれた年齢構成を実現するため、子どもを真ん中に置いた子育て・教育への積極的な取り組みの一つとして実施するものである。

問 5歳児無償化の検証は行ったのか。

答 5歳児への無償化を踏まえた子ども・子育て会議での意見や施設整備等による保育定員拡充の状況、待機児童への影響、財源面等多角的に検証を行った上で実施するものである。

なお、保護者の意見を直接はかるアンケート調査の結果では、大多数の賛同を得たところであり、調査結果の詳細な分析や人口増減への直接的な影響等も含め、今後、さらに無償化の効果を検証し、先々の施策展開に当たっての参考としていきたいと考えている。

【歳出：放課後児童クラブ運営事業 2億9295万3000円】

問 放課後児童クラブの開所時間を午後6時から7時まで延長するに至った経緯は。

答 29年9月に、市内全14小学校放課後児童クラブの利用者を対象とした新年度の入会意向調査において、開所時間延長に係るニーズ調査を実施し、一定のニーズがあったため、その結果を踏まえて検討を重ねていた。

また、若手の課長補佐ミーティングにおいても、子育て世代の呼び込み策として本事業が提案されたため、試行的に実施することとした。

問 対象校と、その理由及び試行的とする理由は。

答 対象校は、四宮・脇田・門真みらい小学校としており、ニーズ調査の結果を踏まえ、開所時間延長に係る各放課後児童クラブにおける延長希望者数、在籍児童数等を総合的に勘案し3校とした。また、この3校の放課後児童クラブにおける利用状況及び委託事業者の運営状況等を見きわめた上で、全校実施に向けて検討を行うため、試行的実施とした。

問 具体の延長利用料は。

答 30年度における延長利用料は、府内の状況等を参考に、月額1800円とする。次年度以降については、利用状況等を総合的に勘案して検討していく。

【歳出：英語指導員配置事業 外国語教育支援員（7人分） 1675万8000円】

問 外国語教育支援員が1人増加し、1人当たりの報酬額が増加した理由は。

答 32年度から全面実施の新学習指導要領においては、小学3・4年生にも35単位時間の外国語活動が導入され、高学年では新たに教科として外国語科が年間70単位時間行われることとなる。

30年度からの2年間は新学習指導要領への移行期間として、3～6年生で外国語活動及び外国語を一部前倒しで実施すると定められており、それぞれの学年で年間15単位時間の授業が増加する。

そのため、外国語教育支援員を1人増員するとともに、1人当たりの配置日数もふやし、増加する全ての授業において支援員を配置し、外国語授業の充実と共に新学習指導要領への円滑な移行を図っていくものである。

【歳出：適応指導教室等運営事業 適応指導教室主任指導員（1人分） 204万9000円】

問 不登校の児童・生徒に対し個別の教育相談や学習指導を実施している適応指導教室かがやきを統括する役割を担う主任指導員が2人から1人に減少している理由は。

答 適応指導教室は、指導員1人につき児童・生徒2人程度が適正と考えている。通室する児童・生徒数は28年度14人、29年度は現在11人と減少し、学校との連絡・調整等も1人の主任指導員で可能となったことから、現状において主任指導員1人、指導員4人が適正と考えている。

また、ここ数年、市内中学校において独自に校内適応指導教室を設置する学校が増加し、現在、全中学校に設置されている。

30年度より新たに校内適応指導にも活用できる学校サポートスタッフを配置予定で、学校が状況に応じて不登校児童・生徒への校内指導を進めていく。このような理由から1人減少させたものである。

【歳出：めざせ世界へはばたけ事業 579万2000円】

問 新たに施設入場料が計上されているが、その具体的内容と事業拡充の経緯は。

答 これまで、中学生英語プレゼンテーションコンテスト発表者18人のうち、最優秀賞及び優秀賞受賞者9人に対して海外派遣研修を行ってきたが、新たな取り組みとして、奨励賞受賞者9人に対して、エキスポシティにある体験型英語教育施設、Osaka English Villageに派遣するものである。具体的には、英語を活用したコミュニケーションの楽しさを味わえるよう、外国の日常や文化・歴史をモチーフとした数々のシチュエーションルームにおいて外国人講師による体験レッスンを受講する。

事業拡充の経緯は、コンテスト審査員及び、めざせ世界へはばたけ事業推進委員会からの意見が契機となり、奨励賞受賞者が、事前研修や発表を通して学んだ英語力を生かす場を提供することで学ぶ楽しさや施設で体験した英語の成果を学校に持ち帰り、周りに伝え、1人でも多くの門真の子どもたちが英語に興味を持ち、グローバルな人材育成につながるよう実施するものである。

【歳出：児童扶養手当支給事業 8億6200万円】

問 児童扶養手当における今後予定されている法改正の概要は。

答 30年度から手当の全部支給の所得制限を、扶養親族1人の場合、収入ベースで130万円から160万円に引き上げるものであり、30年8月分からの手当として、12月支給分から実施予定である。

また、手当の支給回数を現行の4カ月毎の年3回支給から、隔月の年6回支給に見直すもので、31年11月支給分から実施予定である。

問 毎月支払いにはできないのか。

答 資格の審査等や、手当受給者への支給手続に一定の時間を要し、現在の年3回支払いから年6回支払いになるだけでもかなりの事務手続が、ふえる状況であることから、毎月の支給は現段階では難しいと考えている。

【歳出：図書館サービス計画策定事業 7万7000円】

問 図書館の現状の課題とサービス計画策定の目的と今後のスケジュールは。

答 現状の課題としては、図書館が図書や資料の収集、保存を行い、利用者に提供する施設だけでなく、教養、調査・研究等に役立つ施設となり、さらには、より多くの市民に利用してもらえるよう、自発的な情報の発信や周知活動が必要であると考えている。

今後はより一層の市民サービスの向上を目的に、これまでの図書館の取り組みを検証した上で、目指すべき方向性やサービス内容等を示した計画を策定予定である。

スケジュールについては、来館者にアンケートを実施し、関係課との庁内会議を6月から4回開催した後、市民のパブリックコメント募集を経て、12月頃に図書館協議会から意見を聴取し、31年3月策定に向けて取り組んでいく。

(その他の質疑項目)・発達障がい児等の個別教育支援計画の引き継ぎについて

・子ども・子育て支援事業計画見直しの状況について

・「かどま土曜自学自習室サタスタ」事業の変遷について など

(討論) 賛成・反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決